

Title	分配論以前
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.8 (1935. 8) ,p.1067(1)- 1110(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19350801-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田評論

八月號

〔表紙〕 幼稚舎新築校舎鳥瞰圖
〔口繪〕 日吉臺配置圖・日吉豫科第二次工事設計圖
幼稚舎新築工事設計圖・柔剣道々場設計圖

要目

塾の近況……………	小泉信三
◎幼稚舎の移轉と新築校舎	◎大學豫科第二校舎の概要
◎日吉臺に於ける體育上の新設備	◎大學病院の概要
蓄膿症の診断と治療の進歩……………	西端驥一
萬國生理學大會加藤博士を招待す……………	小野定男
義塾の良友……………	小泉信三
散財の良法……………	門野幾之進
特志家の信頼……………	山本達雄
學者飼殺しの説……………	板倉卓造
本來無一物の心事……………	望月軍四郎
望月軍四郎氏に對する感謝狀……………	坂村儀太郎
長野北陸紀行……………	酒田三田會
長野北陸各地の塾長歡迎三田會通信……………	西村秀雄
母校訪問記……………	山岸二郎
デ孟選手轉戰通信……………	山岸二郎
□義塾の現況に關する諸表	□大學豫科及高等部入學者に關する諸統計表
塾報其他諸報告……………	
〔附錄〕昭和九年度慶應義塾學事及會計報告……………	

定價 金 參 拾 錢 振替貯金東京一八二〇四番

塾 義 應 慶 田 三・芝・京 東 所 行 發

三田學會雜誌 第二十九卷 第八號

分配論以前

高橋誠一郎

分配理論は現存社會制度に對する社會主義者の攻撃に促されて初めて經濟學上の中心問題と爲れるものである。吾人は曾つて、近代的貨幣學説は勞働階級の大多數が貨幣勞働者と化せる以後に於いて其の發生を見たるものであつて、古代より中世を経て、近世經濟思想の黎明期たる所謂重商主義時代に入りて後も猶ほ未だ貨幣理論として見る可きものは極めて尠少であつたことを述べた。(昭和七年版拙著「重商主義經濟學說研究」七五〇―七五五頁)。重商主義時代に於いては、中世の封建制度は敗滅に歸し、近世的状态は急速なる發達を遂げつゝあつたのであるが、而も舊産業組織は猶ほ長く其の命脈を保ち、勞資間の關係は未だ特殊の檢討を必要とするには至らなかつた。唯だ、殆んど一切の問題を商人階級の利害の見地より觀察せんとせる重商主義者等は、外國貿易の觀點より偶々貨幣問題

分配論以前

に關説し、粗笨なる「生存費賃銀説」を表明し、低廉なる食料は低廉なる賃銀を齎し、低廉なる賃銀は又、輸出品の生産費を低減し、其の輸出を奨励す可きものと做せるに過ぎなかつた。

彼のウィリアム・ペチの如きは、「穀物が極めて豊富なる時には、貧民の労働は之れに比例して高價であつて、殆んど全く取得せらるゝことがない(單に食ふが爲めに、若しくは寧ろ飲まんが爲めに、労働する彼れ等は爾く氣儘である)」と云ふことが多人數の貧民を使備する機屋及び其の他の者によつて認められる」と説き、(Political Arithmetic, 1690, p. 45)、ジョン・ハットン及びジョン・デアの如きも、食料の低廉なる際には貧民は容易に其の欲望を満足せしむるを得るが故に、彼れ等をして勞作せしむること困難と爲るを觀たのであるが、(前掲拙著七六〇頁参照)。而もトーマス・マン、ジョン・ロック、チャールズ・ダヴェナントの如きは孰れも皆、貧民の生活費の騰貴が賃銀の騰貴を來さしむ可きを信じて疑はなかつた。(前掲拙著七五二—三、七五五頁参照)。而して斯くの如き見解を最も明瞭に表明せる者は恐らくサー・ウィリアム・マイルドメー(Sir William Mildmay)であらう。即ち彼れ曰く「豊富と缺乏が概して食料の價格を決定す可きが如く、食料の價格は亦、概して労働の賃銀を決定す可く、而して労働の價格は、何物たるを問はず總べての生産物及び貨物の價格を決定す可きである」と。「貿易上に於ける吾人の外國競争者に關し、吾人は生計費を彼れ等の國々に於けるよりも、此の地に於いて低廉ならしむるに努めなければならぬ——斯くて是れに由つて、労働の價格を引き下げ、吾人をしてより低廉なる直段を以つて吾人の商品を提供するを得せしめ、延いて又、總べての外國市場に於ける其の販賣上優先的地位を取得するを得せしむ

可きである」。(The Laws and Policy of England relating to Trade, 1765, p. 22.)

斯くて、總べての階級の上に均等なる負擔を課し、公債償還の爲めに使用せらるゝを得可き年收一百万を擧ぐるの目的を以つて、家屋に對し等級を設けて賦課せられたる租税を以つて一切の關税に代へんことを唱道せるサー・マッシュ・デッカーは貧民階級を其の課税計畫から全然免除せんとした。即ち彼れ曰く、「余は吾人が最も下賤にして最も貧困なる階級の人民によつて居住せらるゝものと想像するを得可き五十萬戸の家屋を選定す可きである、是れ等のものよりして余は何等の租税をも期待するとなかる可きである、蓋し是れに由つて彼れ等の労働は等しく低廉と爲り、而して彼れ等の労働の産物たる財貨は、這般の理由に據つて、他の諸國民によつて供給せらるゝを得ると等しく低廉なる直段に於いて、又、其れよりも低廉なる直段に於いてすら販賣せらるゝを得可きが爲めである、即ち余は最貧困なる者が全然何等の租税をも支拂ふことなき歐羅巴に於ける如何なる國をも知らざるが故である、爰に於いて乎、此の國の最貧困者は今茲に提唱せらるゝ計畫によつて絶対に免除せらる可きである」と。(Serious Considerations on the several High Duties which the Nation in General, as well as Trade in Particular, labours under, etc. with a Proposal for preventing the Removing of Goods, discharging the Trader from any Search, and raising all the Publick Supplies by One Single Tax, 1743, p. 15. 本著は匿名ではあるが、デッカーの著たることを疑ひなき所である。一千七百五十六年に現れた其の第七版には彼れの名が附せられてゐる)。次いでフランシス・フランクォア(Francis Fauquier)は其の An Essay on Ways and Means of raising money for the support

of the present war without increasing the public debt, 1756. に於いて、「貧民は何等の租税をも支拂ふことなく、會つて支拂へることなく、又、斷じて能く支拂ふことを得ざる」ものなるが故に、彼れ等より徴收せられた租税は、必然労働の價格を引き上げ、斯くて又結局消費者、即ち其の所得に生活する財産家の上に歸す可きことを主張した。(ibid., p. 17.)

此の時代の英國に於いては、治安判事による賃銀の査定は既に大部分消滅するに委せられて居つた。而して當時、外國貿易の見地よりして、賃銀統制の弛廢を歎じ、賃銀引き下げの爲めに更らに有效なる法律を制定するの必要を力説する諸論客の存して居つたことも亦、吾人が他の機會に於いて叙述せるが如くである。(前掲拙著七五七—八頁)。而して穀法反對論者は又、一般人民の抱懐せる粗笨なる生存費賃銀説に訴へて、食料品の輸出は獎勵せらる可きに非ずして、却つて制限せられざる可らずと做す彼れ等の所論を擁護せんとした。穀物の輸出に對して獎勵を與ふるは、國內に於ける食料の價格を引き上げ、延いて又、賃銀率を引き上げ、結局、英國輸出商人の競争力を薄弱ならしむるの虞れあるものと觀ぜられた。

サー・フランシス・ブリュースタ(Sir Francis Brewster)は其の著 New Essays on Trade, 1702. (其の一千六百九十五年の著 Essays on Trade and Navigation. In Five Parts—The First Part. に對して斯く名附く)に於いて、英國毛織物業の見地より立論し、賃銀は既に辛じて肉體的生存費を償ふに足るに過ぎざるものなるが故に、低減せしめらるゝことを得ないのであるが、而も食料輸出の禁止は賃銀をして一日一片^{ペニ}方下落せしむる迄に著しく麵麩の

價格を減少せしむ可く、斯くて又、貨物をして能くより低廉ならしむるを得可きことを信じた。(ibid., p. 534.)
一クォーターに就き五志の穀物輸出に對する獎勵金は、小麥をして英國内に於いて購入せらるゝよりも遙かに廉價に佛國內に於いて販賣せらるゝを得せしめ、英國の競争者をして英國民が能くし得るよりもより、低廉に食することを得せしめ、延いて又、より低廉に彼れ等の貨物を販賣することを得せしむ可く、斯くて若し現在の如くに事態が繼續するとしたならば、英國の主要なる職人及び工匠は其の國を去るに至る可しと論ずる者すらあつた。(The Gentleman's Magazine, 1742, XXXV, p. 567; cf. ibid., XXII, p. 358.)
チャールズ・タウンゼント(Charles Townsend)は一千七百五十一年其の National Thoughts recommended to the Serious Attention of the Public, by a Landowner. に於いて、労働の價格は穀物の價格と共に直接に變化すると做すの推定に基き、其の輸出に對する獎勵金並びに輸入に對する制限は共に英國の製造業者を外國人との競争上、不利益なる地位に置くことを主張した。彼れに従へば、獎勵金は外國製造業者に低廉なる穀物を與へ、從つて又、生産上に於ける労働費用を低廉ならしめ、(ibid., p. 31.)、輸入制限は英國に於ける穀物の價格が大陸に於けるよりも高直なる場合には、労働費用を英國製造業者に取つて高直ならしめる。(ibid., pp. 35-36.)
ジョサイア・タッカーに歸せられたる小冊子 The Causes of the Dearthness of Provision Assigned, 1766. の著者は曰く「大地の最至要なる産物を此の王國より排出せしむるに由つて、穀物の價格は著しく自國民に對して騰貴せしめられ、而して外國人に對して甚しく低廉ならしめられる。而して若し外國人が獎勵金に依つて吾人よりも低廉なる價格を以つて麵麩及び種々なる飲料を供給せらるゝとしたなら

ば、彼れ等の間に於ける勞働の價格は之れに比例して減少せしめられ、而して彼れ等の製品は這般の比例に於いて吾人の其れよりも低廉に製造せらる可きである。彼れ等は慥かに吾人よりも下直に賣り、吾人の貿易を破壊するを得可きである」と。(Ibid., p. 24)。

二

英國に於いては、王政復古に至るまで、政府は主として消費者の利害を重視し、饑饉を防止するが爲めに穀物の輸入を許し、其の輸出を制限した。然るに一千六百六十年以後に至つて、政府は生産者を保護し、穀物の輸出を阻止することなくして却つて之れを奨励し、而して價格が一定の水準に到達したる場合に於いてのみ唯り其の輸入を許すの方針に轉じた。

這般の政策に於ける第一着歩は一千六百六十三年の條例に現れた。(15 Car. II. c. 7.)。同條例の前文は、耕作の奨励が貿易を振興する最も確實なる手段であつて、充分なる奨励にして與へられたならば改良せらる可き筈の土地の廣大なる面積が方今、無用に横はりつゝある旨を述べてゐる。同條例は小麥が四十八志、ライ麥及び豆類が三十二志、大麥、麥芽及び蕎麥が二十八志、又燕麥が十三志六片を超ゆることなき際に輸入せらるゝ總べての穀物に對して關稅を賦課した。(小麥に對しては五志四片、ライ麥及び豆類に對しては四志、大麥及び麥芽に對しては二志八片、蕎麥に對しては二志、又燕麥に對しては一志四片)。一千六百七十年の An Act for the Improvement of Tillage and the Breed of Cattle. (22 Car. II. c. 13.) は更らに大なる奨励を穀物の生産者に與へた。此の條例は

其の前文の示すが如く、此の王國の共同の利益及び福祉の爲めに更らに耕作を奨励せんことを企圖せるものである。穀物の輸出は今や輸出税の支拂を條件として終始許容せらる可きものと爲つた。穀物の價格と共に變化する滑準關稅は一千六百六十三年の條例に於ける確定關稅に代つた。小麥の場合に於いては、價格が一クォーターに就き五十三志四片を超過せざる場合には十六志、價格が五十三志四片以上、八十志以下なる場合には八志、而して八十志以上の場合には、一千六百六十年の條例 (12 Car. II. c. 4.) によつて定められたるが如く五志四片の關稅が課せられた。(22 Car. II. c. 13, sect. 1 and 2.)。斯くて小麥の生産者は其の價格が五十三志四片以下なる場合には事實上國內市場を獨占することを得たのである。(Donald Grove Barnes, A History of the English Corn Laws from 1660-1846, 1930, pp. 9-10.)。

次で一千六百七十三年の An Act for Raising the Sum of 1,238,750 pounds for the Supply of His Majesties Extraordinary Occasions. によつて、小麥の價格が一クォーターに就き四十志、ライ麥が三十二志、又麥芽若しくは大麥が二十四志を超過せざる場合には、穀物の輸出は如何なる港市からも許可せられたのみならず、船長及び船員の少くも三分の二が英國人より成る英國船によつて海外に輸出せらるゝ總べての穀物に對し、即ち小麥に對しては五志、ライ麥に對しては三志、又大麥及び麥芽に對しては二志六片の奨励金が下附せられた。此の一千六百七十三年の條例は同年二月四日から一千六百七十八年五月十三日まで效力を有す可きものであつたが、而も實際に施行せられたのは一千六百七十四—五年(ミカエル祭よりミカエル祭に至る)から一千六百八十一—二年(ミカエ

ル祭よりミカエル祭に至る)に至る迄であつた。斯くの如き間に於いて奨励金として支出せられた高は約十五萬磅に達し、戦費と合して、國庫に多大なる負擔を課した。(Norman Scott Brien Gras, *The Evolution of the English Corn Market, from the twelfth to the eighteenth century*, 1915, p. 145 and Appendix G; Barnes, op. cit., p. 10.)。而も、一千六百八十八年に於ける穀物の價格下落、地主の窮迫は再び一千六百七十三年の條例の先例に倣つて、其の港市に於ける價格が小麥に對しては四十八志、ライ麥三十二志、又大麥若しくは麥芽二十四志又は其の以下なる場合に於いては、收税請負人、事務官、收税吏若しくは其の他の人物によつて商人若しくは其の他の人物に對し、英國船に船積せらるゝ穀物の各クォーターに對し、小麥五志、ライ麥三志六片、又、大麥若しくは麥芽二志六片の奨励金が支拂はる可きことを規定せる一千六百八十九年の *An Act for the encouraging the Exportation of Corn.* を通過せしめた。(William and Mary, c. 12.)。

後年、アーサー・ヤングは、這般の企圖を以つて、ウィリアム王の頭上に王冠を置ける大努力に對する報酬として地主派に褒賞を與へんとするに在るものであると做した。(Political Arithmetic, containing Observations on the Present State of Great Britain; and the Principles of her Policy in the Encouragement of Agriculture, addressed to the Economical Societies established in Europe, 1774, p. 29.)。現代の經濟學者中に在つて、シムズ・ボナーは是れを以つて光榮革命後の新支配者等が農業階級を懐柔し、而して工業階級より彼れ等に移される負擔を補償するが爲めに賦與せられたものと觀てゐる。(Malthus and his Work, 2nd ed., 1924, p. 219.)。

小麥の生産高は第十八世紀の前半に於いて著しく増加した。牧場に變ぜしめられて居つた土地は奨励金に刺激せられて、再び穀物耕作地と爲つた。而して斯くの如くして擧げ得たる小麥の増加量は急速に發達しつゝ、ある輸出貿易と下層階級間に於ける白色麵粉の食用増加とに由つて吸収せられた觀がある。一千七百五十年には實に九十五萬クォーターが輸出せられた。小麥麵粉は富者の奢侈品たることなきに至り、ジョージ三世の即位に際しては、半數人口の食料と爲つた。(Lord Ernle, *English Farming Past and Present*, 2nd ed., 1919, p. 149; Barnes, op. cit., pp. 15-16.)。

政府は穀物の價格が其の缺乏を表示するの點まで騰貴する毎に、其の輸出を停止するの注意を怠らなかつた。一千六百九十八年には輸出は二個年間 (10 William III. c. 3.)、一千七百〇九年には翌年九月二十九日迄 (8 Anne, c. 2.)、而して一千七百四十年には翌年十二月二十五日迄禁止せられた。(14 George II. c. 3.)。加之、奨励金は一千六百九十九年二月九日から一千七百年九月二十九日に至るまで停止せられた。(11 William III. c. 1.)。(Barnes, op. cit., p. 16.)。

加之、前記一千六百七十年の條例は輸入地に於ける小麥の價格がクォーターに就き五十三志四片以下なる場合には十六志、五十三志四片以上八十志以下なる場合には八志、而して八十志以上の場合には五志四片の關稅を其の輸入に對して賦課したのであるが、而も同法は輸入港に於ける穀物の價格を決定するが爲めに何等の方法をも規定することがなかつた。是れが爲めに夥しく多量の穀物は關稅を支拂ふことなくして輸入せられた。爰に於いて乎、一

千六百八十五年の法律は、穀物が輸入せられ、若しくは輸入せらるゝことある可きあらゆる郡に於ける治安判事等に對して、同年九月二十九日以後、其のミカエル祭及び復活祭後の夫れ夫れのクワォーター・セッションズ (Quarter Sessions)——年四回開かるゝ州裁判所) に於いて、並等の英國穀物の普通市場價格を決定す可きことを求めたのであるが、而も此の條例は事實上施行せらるゝことがなかつた。小麦四十八志、ライ麥三十二志、大麥若しくは麥芽二十四志、又は其の以下なる際に、是れ等の穀物に對して夫れ夫れ五志、三志六片及び二志六片の獎勵金を交付す可きことを規定せる前記一千六百八十九年の條例も亦、輸出港に於ける價格を決定す可き何等の規定をも有することがなかつた。一千七百二十九年の條例に依つて、ミカエル祭後の最初のクワォーター・セッションズに於いて價格を決定することを怠れる總べての治安判事等は、次ぎのセッションズに於いて其の當時に於ける價格を確定す可きことを命ぜられた。税關吏は宛も價格が事實上適當なる時期に於いて設定せられて居つた如くに行動す可きものであつて、ミカエル祭クワォーター・セッションズの第一日以後に輸入せられた總べての穀物にして關稅の支拂はれざるものは沒收せらる可きであつた。同法は又、將來、一千六百八十九年の條例に従つて輸出せらるゝ總べての穀物は税關吏によつて量定せらる可きことを規定した。加之、此の一千七百二十九年の條例は一千六百八十五年の法律の適用をビール又はビッグ、オートミール及び小麦より製せられたる麥芽が輸出せられ得る價格の確定に及ぼした。然もそは八十九年の獎勵金法の適用を受けて輸出せらるゝ小麦、ライ麥、大麥及び麥芽には及ばなかつた。而して此の一千七百二十九年の補充的條例も亦、一千六百八十五年の其れと等しく效果なきものであつた。

(Barnes, op. cit., pp. 16-18.)

三

穀物の輸出入調整を目的とせる法制は、國家に對して經濟的任務を割當て、能ふ限り輸入を抑制し、輸出を獎勵せんとせる重商主義的政策の一部である。吾人は曾つて廣狹二義に於けるマーカンチリズムの間に區別を設け、廣義に於けるマーカンチリズムの根本的傾向は専制主義的、統制的、全體적であり、そは一切の經濟的關係を調整するの任務を個人に求めずして、之れを國家及び政府に歸するものであり、之れに反し、狹義のマーカンチリズムは個人主義的、自主的、特殊的であつて、唯り當時のブルヂュワの利益、殊に商人的利益を擁護し増進し得る限りに於いてのみ國家及び政府の統制及び干渉を希望せるものであることを述べた。(前掲拙著九四三頁)。商業の發達と共に次第に實力を獲得し鞏固なる地位に立つに至つたブルヂュアジイは更らに進んで國家に於ける最高權力を覬覦するに至つたのであるが、而も彼れ等は未だ議會に於いて十分に其の利益を代表せられつゝある地方紳士階級を蔑視することを得なかつた。郷紳と商人との勢力均衡の上に専制主義的、統制的なる廣義に於けるマーカンチリズムは成立した。

國家的マーカンチリズムの期する所は國內に於いて經營せらるゝ産業の保護を行ひ、是れに由つて自國人民の福祉及び財富を増加し、以つて交錯衝突せる諸般の經濟的利益を調和するに在つた。消費者は法外の價格を支拂ふことなく、生産者は其の製品に過剰を來すことなく、商業は外國の競争を受くることなく、遍く個人及び社會に取つ

て等しく便益なる價格形成を見んとするものは即ち其の目的であつた。穀物輸入に對する課税は國庫の收入を増加すると同時に、「農民及び正直なる貿易業者」を利するものであり、(2. George. II. c. 18.)、而して、穀物の輸出に對する獎勵金の交付は又、穀物の價格の低廉なる際に於いて土地階級を救済するのみならず、「一般に此の王國の貿易に取つて」大なる利益を有するものと看做された。(1. William and Mary. c. 12, The Preamble.)。是れに由つて資本は土地に投下せらるゝの誘因を興へられ、斯くて又、穀物耕作の増加は人民に對する食料供給の不足並びに其の價格騰貴を抑制す可きである。穀物耕作の獎勵によつて、豊作に際しては之れを輸出品たるに適せしめ、凶年に臨んでは之れをして國內の消費に不足ならしめんことが企圖せられた。

「光榮革命」を遂行せるホイッグ黨は農業上の利害よりも寧ろ商業上の利害に大なる關心を有するものではあつたが、而も同黨は土地階級をして地方及び中央政府の經費に對して大なる貢獻を行はしむるを得るが爲めに農業を獎勵せんとした。トリー黨は租税の負擔を土地所有階級以外の者の肩に移さんとした。然しながらホイッグ黨の哲學者ジョン・ロックは租税が如何に工夫せられ、又、直接何人の手中から徴收せられても、其の大資源が土地に存する國家に於いては、大部分土地の上に歸著する所以を力説して居つた。(前掲拙著五八七—五九〇頁參照)。(W. Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, Pt. I, ed. 1903, pp. 540-542.)。固より一千六百八十九年の條例による穀物の輸出獎勵金を以つて地租増徴に對するトリー黨の反對を鎮靜せしむるが爲めに興へられたるものと做すダリンプル(Sir John Dalrymple)の主張(Memoirs of Great

Britain and Ireland, 1790, vol. I, p. 372; vol. II, p. 74.)をハンプトン(R. Faber)の指摘せるが如く、十分なる根據を有するもの非きとする。(Die Entstehung des Agrarschutzes in England.—Abhandlungen aus dem Staatswissenschaftlichen Seminar zu Strassburg, V. 1888, S. 112.)、而も光榮革命後の新支配者が農業階級を懷柔するに努め、之れを新王朝に吸引すると共に、新資本を農業に投下せしめ、英國をして其の食料の自給を得せしめんとしたことも亦、之れを認めざるを得なす。(Bonar, op. cit., p. 220.)。農業に對して興へられた國家的恩恵は、畢竟、地主の繁榮よりも商業階級の其れを助成するを目的せるの觀があつた。

斯くの如くして擧げ得た農業改良の生産増加に及ぼせる効果は概して一千七百六十年後に至る迄は感知せられなかつた。(Barnes, op. cit., p. 14.)。而して一千七百五十六年より同七十三年に亘り、凶荒起る毎に頻々として穀法は停止せられ、獎勵金と關稅とは共に撤回せられた。マクンブライソンは其の『年代記』の一千七百五十七年の條に、An act to prohibit, for a time to be limited, the exportation of corn, malt, meal, flour, bread, biscuit, and starch. An act to discontinue, for a limited time, the duties upon corn and flour imported, &c. An act to prohibit the exportation of corn, grain, meal, malt, flour, beef, pork, bacon, &c. from America, unless to Great Britain or Ireland, and to permit the importation thereof into Great Britain and Ireland in neutral ships, &c. An act to continue the last-named act, for discontinuing the duties upon corn and flour imported, &c. An act for continuing an act of this same session, to prohibit, for a limited time, the making of low wines and

spirits from wheat, barley, malt, &c. or from any meal or flour. 等の諸條例の發せられたることを記してゐる。(David Macpherson, *Annals of Commerce, Manufactures, Fisheries, and Navigation, with brief notices of the arts and sciences connected with them, containing the commercial transactions of the British Empire and other countries, from the earliest accounts to the meeting of the union parliament in January 1801, 1805, vol. III, pp. 307-308*)。而して一千六百六十二年、同七十年、若しくは同八十九年の穀法すら、一千七百五十年に至る迄は、尙ほ未だ主要なる國民的問題たることなく、全然此の問題のみを取扱へる小冊子の出版せられたることを聞かないのであるが、而も夙に第十八世紀の前期に於いて英國の工業及び貿易の見地より生存費賃銀説に立脚して穀法に反對する論者の存せることは前項所述の如くである。

四

一千七百五十年の頃、穀物輸出奨励金として支出せらるゝ金額が國庫に對して重大なる負擔を及ぼすに至つた時、一千六百八十九年の奨励金條例の利害が初めて眞剣に論争せらるゝことゝ爲つた。同條例に反對する者が多く、食料品及び原料品の生産者並びに半製品の生産者の利益をすら、精製品の製造者の利益に従屬せしめんとするの傾向があつたに反し、之れを擁護する者は奨励金が社會に於けるあらゆる階級を利益するの事實を示さんとした。即ち農業者は彼れ等が市場を確保せられたることを知つて、更らに大なる收穫を擧げ、更らに多くの家畜を飼育し、地主は更らに大なる地代を收受し、食料は貧民に取つて更らに低廉であり、而して這般の事態は唯り其れ自體に於い

て正しい事であるばかりでなく、低廉なる食物は低廉なる労働を意味するが故に、製造業者に對して甚大なる恩恵たるが故である、加之、そは多數の人民に職を與へ、巨額の貨幣を誘入し、又商船を増加するの利益あることが主張せられたのである。(The State of the Corn Trade Considered, 1753, pp. 29-30; Barnes, op. cit., pp. 25-26)。
富裕なる穀物商にして大磨穀場の所有者であつたチャールズ・スミス(Charles Smith)は、穀物輸出に對する奨励金が初めて設けられてから、充分控へ目に評價せられた輸出穀物の價格は、頗る高く評價せられた輸入穀物の其れを、這般の期間を通じて支拂はれた全奨励金の高よりも遙かに大なる額だけ超過したことを示し、(Three Tracts on the Corn-Laws, 2nd. ed.; 1766, pp. 132-138)。
而して英蘭及びウィールズに於ける平均一ヶ年内の穀物取引に關して下の如き表を掲げてゐる。(Ibid., pp. 144-145)。

産 額	消費額	輸出額	輸入額
大 麥	四、六〇三、二七二	四、四三三、一五五	一、一七一、一〇六
燕 麥	四、二四〇、九四七	四、二五二、七二五	三、七三七、一五五
ライ麥	一、〇六三、六五二	一、〇三〇、〇〇〇	三六、五九二
小 麥	四、〇四六、六〇三	三、八四〇、〇〇〇	二一〇、七七一
			四、一六八

一三、九五四、四七四

分配論以前

種子……三九五、四四七

一五、三四九、九二一……一三、五五五、八五〇……四二二、三五二……二二、七二八

奨励金政策の最強烈なる擁護者アーサー・ヤングを以つて觀れば、一千六百八十九年以來の奨励金は價格の規則正しき下向を來し、斯くて又、製造業者を損傷することを得ざるものであつた。海外に輸出せらるゝ定量に比例して價格は國內に於いて低落した。穀物以外の總べての重要な物品は其の價格を騰貴した。小麦の價格低落は他の食料の騰貴を防止した。奨励金は高き價格に依らずして、規則正しき價格に依つて英國に於ける農業を奨励し改良した。彼れは其のウェールズ及び英蘭北部の旅行に於いて、賃銀率と食料の直段との間には何等の比例も存せざることを見出した。耕作地よりも高く貸出され斯くて又耕耘せらるゝことなる可き肥沃なる牧草地及び放牧場に於いて夏季の牧養起り、又冬季の牧養は蕪菁等を以つて行はるゝに至つたが爲めに、穀物耕作は屠者の肉の價格に影響を及ぼすことがなかつた。彼れが對談した製造業者は、英國人が外國人によつて下直に賣らるゝの事實を否定した。食料の低廉なる際には、貧民は懶惰の裡に其の所有物と時間とを浪費するが故に、彼れ等は食料の高價なる際よりも其の低廉なる場合に一層窮迫する。而して穀物は規則正しき價格に於いて維持せらる可きものであつて、愈々高價なれば愈々可なる可きである。(The Expediency of a Free Exportation of Corn at this Time, 1770, pp. 5-30; Barnes, op. cit., p. 27.)

五

勞働賃銀は生存費によつて調整せらる可きものであり、而して外國市場に於ける貨物の價值は生産の賃銀費用に従ふ可きものであると做すの信念は又、穀法に對すると等しく國內消費稅に對する反對論の基礎と爲つた。

初めトーマス・マンの如き主として貴金屬の輸出によつて東印度産物の輸入に従事せる者は、吾人が曾つて引用せるが如く、粗笨なる生存費賃銀説に立脚して、貧民によつて消費せらるゝ貨物に對する重稅が惰富階級の上に轉嫁せられて、一般に思料せらるゝが如く、さまで人民の幸福を害すものに非ざることを論じて、國內消費稅に賛意を表したのであるが、(前掲拙著七五二頁参照)、而も貿易の繁榮は又工業の發達を必要條件たらしめ、國民的工業を發達せしむるの必要が強調せらるゝと共に、「製造業に關しては、平時に於ける高率の國內消費稅は全然英國の富の主要部分に取つて有害である」と主張せられなければならなかつた。ダヴェナントは曰く、「蓋し麥芽、石炭、鹽、皮革及び其の他の物が大なる價格を有するならば、所得は國內消費稅と一定の比率を保たざるを得ざるが故に、從僕、職人及び工匠の賃銀は是れに由つて騰貴す可きであらう、而して貧民をして仕事に従事せしむる者が、勞働若しくは製造に對する賃銀が彼れ等の上に増加するを見るならば、彼れ等の貨物は其の價格に於いて引上げられなければならぬ、然らざれば、彼れ等は生活するに出來ぬ、相互間に於ける吾人の取引の外、何物も是れに由つて影響せらるゝとがなかつたならば、其の總べては殆んど何等の重要性をも有せざるものである、然しながら、そは我が外國貿易に對する關係に於いて遙かに有害なる結果を有する、蓋し英國をして富裕ならしめざるを得ざるものは吾

人自身の産物の輸出なるが故である、貿易の差額に於いて利得者たるが爲めには、吾人は地金若しくは他の諸國に於いて販賣せらる可き財貨の孰れかに於ける一定の餘剰と共に、吾人自身の消費の爲めに入用なる外國産の諸物を購入す可き物を吾人自身の産物の中から搬び出さなければならぬ、此の餘剰は一國が貿易によつて生ぜしむる利潤である、而してそれは輸出する人民の生來の質素に従ひ、若しくは彼れ等が貨物を低廉に、且つ外國市場に於いて下直に賣らるゝことのない直段に於いて供給するを得る勞働及び製造の低廉なる價格に基いて多少の差がある」と。
(Charles Davenant, An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Balance of Trade, 1699, pp. 45-46; cf. *ibid.*, p. 145. 前掲拙著七五五頁参照)。而もダウネントは其の *An Essay upon Ways and Means of Supplying the War*, 1695. に於いては、國內消費税を以つて、久しきに亘れる戦役に在つて政府を支持するに最も適當なる歳入財源たるの觀あるものと做し、(*ibid.*, p. 120)、而して國內消費税にして小麦及びライ麥に課せられ、同時に又、賣價條例(*the laws of assize*. 即ち一千二百六十六年、ヘンリー三世即位五十二年の麵粉及びエールの賣價法定の如きを指す)にして復活せしめられ、而して更らに高き刑罰に依つて強制せらるゝとしたならば、農民は消費の増加を看出す可きが故に、又庶民は同一の貨幣に對して更らに多くの麵粉を取得す可きが故に、國內消費税は彼れ等によつてさまざま多く感受せらるゝことあらざる可く、斯くして國內消費税は實に麵粉屋、穀物商及び穀物仲買人によつて贏ち得らるゝ法外且つ不法なる利得よりして國王に支拂はる可きであると論じてゐる。(*ibid.*, p. 126)。

輸送貿易をして出來得る限り自由ならしめ、外國品の輸入に對する課税に代ふるに其の國內に於ける消費に對する課税を以つてせんとするに銳意であつて、是れに由つて英國全島を一の一般的自由港、總べての國民に對する共同倉庫たらしめんことを期待し、茶、珈琲及びチョコレートに關して這般の改變を遂行し、是れ等の貨物よりして一箇年十二萬磅の收入を増加することを得たサー・ロバート・ウォルポール(Sir Robert Walpole)が斯くの如き原則を總べての輸入品並びに鹽の如き國內産物に迄も擴張せんとした時、ウィリアム・パルトニー(William Pittney)は其の *The Case of the Revival of the Salt Duty*, 1732. に於いて、「あらゆる勞作者は自己と其の家族とを支持することを得なければならぬ。彼れにして之れを爲すことを得るならば、彼れは概して更らに其れ以上を期待することがない、而して吾人が其の然りしことを傳へらるゝが如く、勞働の價格が一日一片に過ぎなかつた際には、それは同一の目的に應答せるが故に、貧民に對して現在の一志と同一であつた。斯くて生活の一般必需品に對する我が苛重なる課税は勞働の價格を騰貴せしめたが故に、是れ等のものを除去するは勞働貧民の上に何等の困難をも蒙らしむることなくして、之れを低下する唯一の方法であつて、それは管だに彼れ等を使用する地主の負擔を著しく軽減す可きのみならず、我が外國貿易に新生命を與へ、而して其の依存する我が製造品の輸出を奨励す可きである」と主張した。(*ibid.*, p. 56)。*Gentleman's Magazine* も亦、「鹽税は吾人が課せらるゝことある可き租税の中、貧民に取つて最も堪へ難いものであり、又此の國の貿易業者に對して最も有害なるものである」と論じた。(*ibid.*, II, p. 993; cf. pp. 984, 796)。

ウォルポールは *Some general Considerations concerning the alteration and improvement of the Revenues*, 1733. と題する小冊子を公にして激動を鎮撫せんとした。而して下院委員会は、現行制度の下に行はれつゝあるものであつて、ウォルポールが抑制せんことを希望する詭計及び不法なる貿易が驚く可き高に上れるの事實を暴露した。此の法案は百八十九票に對する二百四十九の多數を以つて下院を通過したが、之れに對する反對運動は倫敦、ノッチングラム及び其の他の諸都邑に起り、ウォルポールは、民心斯くの如く激動せる現狀に於いては、此の決議は兵力を俟たずして實施せらるゝこと能はざるを知つて、其の計畫を抛棄するの決心を爲した。斯くの如き激昂は固より是れに由つて生ぜしめらるゝ物價の騰貴、外國市場に於ける自國工業品の不利なる地位並びに貧民に對する苛重なる負擔によつてのみ醸生せられたものでないことは明かであるが、而も這般の考察も亦、少くとも其の一因を構成して居つたものと認めざるを得ない。一千七百三十二年に於いて鹽稅の廢止を主張せる者は曰く「此の税金は貧民の上へ歸すること最も苛酷にして、而して彼れ等は人民の大多數なるが故に、そは従つて一般的怨嗟を生ぜしめざるを得ない」と。(Gentleman's Magazine, op. cit., II. p. 784.) (Cunningham, op. cit., pp. 429-430; Edger S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism*, 1920, pp. 192-193.)

Sufficient Reasons against the Naturalization of Foreign Protestants, 1748. に據れば、必要なる消費の目的物に對する國內消費稅が物價及び貨銀を騰貴せしむるの結果は妨げらるゝことのない來住が英國に於ける貨銀率を低下す可しと做すの主張を論破するが爲めに唱道せられた。即ち是れ等の租稅が依然として實施せられつゝある間は、

英國勞働者の貨幣貨銀は必然高からざるを得ざることが斷定せられたが爲めである。(ibid., p. 11.)。ジ・サ・ブ・タッカーに歸せられたる *The Causes of the Dearness of Provision Assigned*, 1766. の著者は曰く、「生計必需品が課稅せらるゝと云ふことが抑も甚大なる遺憾である。租稅が穀物、石鹼及び蠟燭から移されて、奢侈品の上に置かれたならば、勞働及び製造品は著しく低廉と爲る可きが故に、貿易及び商業は固より繁昌す可きである」と。(ibid., p. 46.)

其の翌一千七百六十七年に現れた *Political Speculations on an Attempt to Discover the Causes of the Dearness of Provision*. の著者は、勞働にして愈々低廉なれば、吾人は勞働が更らに高き賃率に於いて存する吾人の競争者よりも廉賣するに由つて外國人との交易に依り愈々大なる利益を享有す可きことを主張した。(ibid., p. 33.)。而して同年刊行の *An Inquiry into the Management of the Poor*. も亦、「諸外國に對して其の製造品に於いて著大なる商業を營むあらゆる國家に於いては、勞働の價格が最も恰好なる限界内に維持せられなければならぬことは絶対に必要である。斯くて政府の必要が議會をして貨幣を調達し、租稅を課するの已むなきに至らしむる時、庶民が其の日々の生活の爲めに欲望する總べての物が能ふ限り多く免除せらるゝやうに最大なる注意が拂はれなければならぬ」と説いた。(ibid., p. 72.)。尙ほフ・ミス助教は此の點に於いて以上の外匿名氏の *An Enquiry into the Causes of the Increase and Miseries of the Poor of England*, 1738, pp. 18, 78; *Thoughts on the Pernicious Consequences of Borrowing Money*, 1756, p. 104. シ・サ・ブ・タッカーの *A Brief Essay on the Advantages*

and Disadvantages Which Respectively Attend France and Great Britain with Regard to Trade, 1749, (2nd ed., 1750), pp. 38-39, 46-47. ホームズ卿(Henry Home Kaimes) の Six Sketches of the History of Man, 1776, I, pp. 465-66, 470, 478. 匿名氏の The Absurdity, Impolicy and Inutility of Reducing the Taxes on Soap, etc., 1772, passim. マント・スミク の Wealth of Nations, Cannan ed., II, p. 130. ケークン(Sir Frederick Morton Eden) の Four Letters, 1779. 及びジョン・バーケンハート(John Burkenhout) の Lucubrations, 1780, p. 61. を参照す可きことを教へてゐる。(Furniss, op. cit., pp. 194-195.)

六

低廉なる生活費と並んで賃銀の低下に資し、而して比較的多くの労働を含有する貨物の輸出を増加し、同時に又、同様なる貨物の輸入を抑制するに役立つ可きものは大人口に由る労働の供給増加である。斯くして重商主義時代に於ける軍事上及び財政上の目的より強健にして勤勉なる大人口を熱望せる國王の欲求が、低廉なる貧民の労働を利用し、國産を發達せしめ、輸出を増加し、輸入を抑制し、金銀の流入を誘致し、貨幣の増加を來さしめんとする商人流の見地と一致を見たことは吾人が會つて論じたが如くである。(前掲拙著六二二頁参照)。

かの Britannia Langens. の著者は曰く、「人口に於ける差違は又、製造業に於いて等しき差違を生じなければならぬ、人口の夥多は又、賃銀の低廉を來さなければならぬ、賃銀の低廉は製造品の低廉を來す可く、人民の稀少に由つて賃銀はより高直ならざるを得ない、賃銀の高直は製造品の高直を來さざるを得ない」と。(ibid., pp. 153-154.)

原版頁附に誤りあるも、暫く之に従ふ)。A discourse of Trade, Coyn, and paper Credit, and of Ways and Means to gain and to retain Riches, 1697. の著者(匿名なるもジョン・ボレックスフェンは、勞作者の不足は彼れ等の賃銀を騰貴せしめ、賃銀の騰貴は土地及び貿易を惱ましめ、而してそは又、怠惰の誘因たることを明かにしたと説きた。(ibid., p. 47.)

『蜜蜂寓話』の著者ヘルナル・ヅ・マンデヴィルは曰く「其の社會に於けるあらゆる人に取り、又、あらゆる私的家族に取つて、つゝまやかなることが最も賢明なる方針であることは拒否し難い所であるが、而も貧民の最大部分が殆んど全く安閑たることなく、而も尙ほ恒に彼れ等の取得せる所のものを使ひ果すことが總べての富裕なる國民の利益である。サー・ウィリアム・テムプルが頗る適切に述ぶるが如く、總べての人々は彼れ等にして自負心若しくは貪欲心に刺激せられて労働に赴くことなき時は、彼れ等が労働に對するよりも、偷安と快樂とに向ふの傾き大なるものであり、而して彼れ等の日常の労働によつて其の生計を立つる者は其の孰れによつても力強く動さるゝことが極めて稀れである。斯くて彼れ等は其の缺乏の外、彼れ等を鼓舞して有用ならしむ可き何物をも有することがない、彼れ等の缺乏を緩和するは策の得たるものであるか、而も之を根絶するは愚擧である。然れば、労働しつゝある人をして勤勉ならしめ得る唯一の物は貨幣の適度の數量である、蓋し少なきに過ぐるは、彼れの氣質如何に依り或ひは彼れをして意氣沮喪せしむるか、若しくは自暴自棄的ならしむるか孰れかであるが如く、多きに過ぐるは彼れをして横着且つ不精ならしむ可きである」と。(The Fable of the Bees: or, Private Vices, Publick Benefits.

With an Essay on Charity and Charity-Schools. And A Search into the Nature of Society, 4th ed., 1725, pp. 212-213). 而して彼れは食料を低廉ならしめ、延いては又労働をして低廉ならしむるが爲めで農業及び漁業を其の總べての部門に於いて奨励す可きことを説いた。(Ibid., p. 280). マンデヴィルを以つて觀れば、政府の第一の注意は人智の發見し得る限り夥しく多種多様の製造業、技藝及び手工を振興するに存し、而して第二は其の總べての部門に於いて農業及び漁業を奨励するに在る可きものである。(Ibid., p. 215). 「誰れも事缺くことがなかつたならば、誰れも働くことがないであらう」。(Ibid., p. 327). 「奴隸の承認せらるゝことのない自由の國に於いては、最も確實なる富は出精なる貧民の多數に存する。蓋し彼れ等は斷じて錯ることのない艦隊及び軍隊の養成所であるばかりでなく、彼れ等なくんば、如何なる享樂も存すること能はざる可く、又總べての國の如何なる産物も價値あること能はざる可きである。其の社會をして幸福ならしめ、人民をして最も下賤なる境遇の下に於いて安易ならしむるが爲めには、彼れ等の多數が貧困なると等しく無知である可きことが必要である。知識は吾人の欲望を擴張し又増加する、而して或る人の望む所のものが愈々少なければ、彼れの必需品は愈々容易に供給せらるゝを得可きである」。(Ibid., p. 328). 「最下賤なる身分の人民は吾人に役立つが爲めには餘りに多く知り過ぎる」。(Ibid., p. 345)。

七

斯くの如く、一方に於いては「貧困の效用」、低賃銀の經濟が主張せられて居つたのであるが、他方には又、賃銀の削減が勤勉なる自國労働者をして更らに多額の賃銀の支給せらる可き諸外國に移住するに至らしむ可きことを憂へて、法律に據る工賃の低減に反對するサー・ジョサイア・チャイルドの如き論者が存して居つた。(前掲拙著五二九頁參照)。而してジョン・ケリーの如きは又、英國の労働者が其の生活の必需品を準備するに足る以上のものを收得し居らざるの事實、並びに斯くの如きものにして依然として眞なる間は、賃銀は先づ食料品の價格を低減することなくして低下せしめらるゝこと能はざるを理由として、低賃銀が國民的利得に終る可しと做す一般的意見に對抗し、是よりも更らに賃銀を低下せんとするの擧は總べて土地的利益を損傷するに至る可きことを主張した。而も此の有力なるプリストルの商人の主眼とする所は當だに高賃銀によつて土地階級の利益を増進せんとするのみならず、諸物價の騰貴に由つて一般的好景氣を現出せんとする商人的見地に立つたものであつた。即ち彼れ曰く「余は又吾人の作物及び産物の價格を落すことが(斯くて彼れ等が食料品を安く購入し得るが爲めに)、此の王國の國內交易に取つて利益であると思惟する人々と意見を等しくする者ではなく、却つて余は是れ等のもの其の現在販賣せらるゝよりも一層高價に販賣せられたとするならば、之れに取つてより有利なる可しと思惟する。斯くの如きは其の事柄が正しく述べらるゝ迄は、初めはパラドックスたるの觀があるかも知れぬ」と。(An Essay on the State of England, in relation to its Trade, its Poor, and its Taxes, for carrying on the present War against France, 1695, p. 148). 而して彼れは之れを立證する爲めに、先づ店商人即ち賣買人から始めやうとする。此の種の商人は輸入業者及び製造業者より購入し、再び江湖に販賣するものであるから、國內交易の廻轉する車輪である。小賣

商によつて取扱はるゝ財貨、特に食料品の價格が購入と販賣との間に、凡そ一ヶ年二十五磅乃至三十磅だけ増加したとする。然しながら、彼れの商賣の利潤に於ける其れに就いての效果は是れよりも遙かに大であらう、蓋し、斯くの如くして農民は彼れの地主に對して更らに十分なる地代を支拂ふことを得可く、地主は更らに豊富なる食卓を備へ、更らに多くの酒類、果實、砂糖、香料並びに彼れが都會より供給せらるゝ他の諸物を消費し、更らに優れたる衣服を着し、更らに屢々自己と其の家族に衣服を着せしめ、又總べての物をして更らに華美ならしむることを得可きである。農民は其の境遇に應じて同様に振舞ひ、又農業に使備せらるゝ労働者等に對して更らに高き賃銀を支拂ひ、農業労働者は斯くて更らに豊かに生活し、又古着を彌縫することなくして、更らに頻繁に新たなる衣服を購入するを得可きである、斯くの如くして製造業者は其の製造し得るや否や直ちに捌口を看出す可しとしたならば、彼れは羊毛に對して更らに十分なる價格を支拂ふに至らしめらる可く、而して彼れ等にして其の製品が買手の嗜好によつて其の價值に於いて騰貴せしめらるゝを知る可しとしたならば、富の潮流は種々なる流行を生ぜしめて人々の發明的能力に翼を加へ、そは亦、商人が其の輸入品に對して敏活なる捌口を有す可しとしたならば、彼れを奨励して其の輸出額を増加せしめ、斯くの如き規則正しき流通に由つて支拂は迅速と爲る可く、而して總べては有福と爲る可きである」と。(ibid., pp. 149-150.)

次いで一千七百二十八年を以つて出版せられたる *A Plan of the English Commerce. Being a Compleat Prospect of the Trade of this Nation, as well the Home Trade as the Foreign.* の匿名の著者(ダニエル・マンフォと認め

られてゐる)は「貧困は遲慢を生ぜしめ、而して遲慢は貧乏ならしむる」に反し、「労働は利得を致し、而して利得は労働に氣力を與ふる」との觀た。(ibid., pp. 32, 35.) 彼れに従へば、英國の貧民は同一階級の男女が他のあらゆる國に於いて同一種の仕事に於いて取得するよりも多くの貨幣を取得するの觀があるが、而も彼れ等がより多くの仕事を爲すことも亦、否む可らざる所である。(ibid., p. 37.) 彼れ等は其の労働に際して歌ひ、其の選擇に従つて仕事し、十分に食ひ且つ飲み、而して彼れ等の仕事は愉快に、且つ成功を以つて進行する。(ibid., 38.) 本書の著者は是れを以つて英國産業の卓越する根本的理由と看做したのである。貿易が最も有効に擴張せられ、而して最大なる影響を有する所に於いては、貧民は最も豊かに生活し、彼れ等の賃銀は最高であり、而して賃銀が最高なる所に於いては、食料品の消費は最も多く増加し、食料品の消費が最も多く増加せらるゝ所に於いては、食料品の直段は最高であり、而して食料品の最高價なる所に於いては、土地の地代は最も多く騰貴せしめられる。加之、土地の地代が騰貴せしめらるゝ所に於いては、租税並びに長官に對する支拂はより大であり、而してより大なる租税が徴收せらるゝ所に於いては、収入は増加せしめらるゝが故に、其の君主若しくは長官はより富裕であり、而して國民がより富裕と爲る所に於いては、彼れ等は之れに比例してより強大と爲る。(ibid., pp. 51-52.) 其の製造品の價格を低減するは此の國の一般的利益なりと云ふは、疑ひもなく誤れる格言であり、又、低廉は消費を誘起し、而して外國よりも下直に販賣するに由つて、吾人は彼れ等より貿易を拉し去る可しと做す舊き意見は總べての場合に當てはまるものではなく、特に又、吾人の製造品に適用せらる可きものではない。(ibid., p. 59.) 先づ、勞作者若しく

は製造人たる貧民の賃銀を低減するに由つて我が製造品の価格を低減す可しとしたならば、それは其の製造品の価値及び品質を低減するの外可能ではない。貧民が低廉に勞作し、而して其の仕事をより不十分に、より外面的に行ふことなかる可しと期待するは事物の本性に存せざるものを期待するものである。又、貧民の賃銀を低下するとしたならば、固より食料の直段を下落せしめなければならぬ、而してそれは固より地所の價值を下落せしむ可きであつて、斯くて又、直ちに資本を損傷する、蓋し貧民は少く取得して多く消費することを得ない、其の結果は飢餓であり、困窮なるが故である、食料の直段は賃銀の直段に従ふの外に途なきものである、それは過去に於いて恒に斯くあつた、而して將來に於いて恒に斯くある可きである、事物の本性は之れを要求する。されば斯くの如きは誤れる方法を以つて貿易を始むるものである。而も眞の方法は我が製造品を品質に於いて卓越せしむるやうに其の佳良性を維持するに存する、然らば其の價格に於ける超過は貿易上に於ける何等の缺陷たることがないであらう。(Ibid., p. 60.)。賃銀は製品を支持し、製品は賃銀を支持する、充分なる支拂に鼓舞せられて、織匠及び總べて彼れに従屬する職人は貨物を佳良ならしめ、其の佳良なるに依つて是れ等のもの、海外に於ける信用は維持せられ、其の信用によつて價格は維持せられ、而して其の價格に依つて賃銀は維持せられる、一方の手は他の手を洗ひ、而して双方の手は顔を洗ふ。(Ibid., p. 62.)。著者は、斯くの如きを以つて、其の眞價によつて製造品の信用を維持し、之れを生産する人民が富裕ならしめられ、而して彼れ等の住む國家が繁榮且つ強大ならしめらるゝ唯一の國民的生産の隆盛であると主張する。(Ibid., p. 65.)。

是れよりも稍や遅れてデヴィッド・ヒュームは、英國民が貨幣の豊富に由ると等しく、半ば其の工匠が富裕なるの結果たる勞働の高價に由つて、外國貿易上幾分の不利を感じることは事實であるが、而も外國貿易は最も重大なる事柄に非ざるが故に、是れを以つて億兆の幸福と對抗せしむ可きでない」と斷じた。(Political Discourses, 1752, pp. 18-19.)。

貿易上に於ける英國の地位は今や著しく其の安定の度を加へた。是れ迄、其の利益が制限拘束に在ることを信じて居つた商業階級が却つて其の利益が自由に存することを認むるに至る可き時機は近寄りつゝあるのである。斯くして觀察の重點は次第に貿易の平衡を離れて、人民の物質的福利に移りつゝあるのである。

八

所謂重商主義時代を通じて大體に於いて低賃銀の經濟が商人的見地より論述せられて居つたと等しく、低利子の利益が同一見地よりして、力強く主張せられたことは吾人が『重商主義經濟學說研究』に於いて叙述せるが如くである。(特に同書第三編第二章參照)。斯くの如くして生じた利率法定論争に際して特に討究せられた問題は低利が商業及び富の原因であるか、若しくは結果であるかの其れであつた。ヒュームは此の問題に歸結を與へて曰く、「商業の發達は其の必然の結果として大多數の貸主を生ぜしめ、是れに由つて利子の低下を來すものである」と。(Political Discourses, 1752, p. 71.)。彼れに従へば、利子の低廉なると商業の利潤の低いことゝは互に相關聯せるものである。商人が大資本を有する場合には、彼れ等が其の業務に倦み、又は其の後嗣が商業に従事するを欲せざるか、若

じくは之れに適せざるの時、往々にして其の富の大部分は自から確實なる年收の道を求むるに至る可く、豊富は價格を減少し、貸主をして低利を承認せしむるのである。這般の考察は多數を驅つて彼れ等の資本を依然交易に使用せしめ、而して其の貨幣を安直に手放すよりも寧ろ低き利潤を以つて満足せしむるのである。他方に於いて商業が廣大と爲り、大資本を使用する時は、商人の間に競争を誘起し、是れに由つて交易の利潤を減少せしめる。商賣の低利潤は商人をして彼れ等が業務より隠退するに際し低利を承認せしむるの効果あるものである。従つて低利子と低利潤とは孰れが原因にして孰れが結果なるやを問ふの必要はない。兩者は共に廣大なる商業より發生するものである。高き利子を取得し得可き場合に、低き利潤を承認する者なく、又高き利潤を取得し得可き場合に低き利子を承認する者はないであらう。而して低き利潤は商工業の増加より生ずると等しく、そは又、貨物を低廉ならしめ、消費を奨励し、且つ勤勉の度を加ふるに由つて、更らに其の増加に資するのである。利子は國家の晴雨計であつて、其の低廉なるは一人民の繁盛なる状態の確實なる象徴と觀て殆んど過りなきものであると論ぜられた。(Ibid., pp. 71-73.)

貸付利子は其の起源と其の基礎とを借手の自然的利潤に有すると做す意見は一般に抱持せられた。而してジョン・ロックは借手が貸主に支拂ふ利子を以つて、借手の勞働の果實と觀、企業に使用せられたる借入金が果實を産出し得可きことを認めながら、殊更らに其の可能を借手の努力に歸せんとした。(前掲拙著五五三—五九六頁参照)。サ・J・詹姆斯・スチュアートも亦、其の *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy: being an Essay*

on the Science of Domestic Policy in Free Nations, 1767. に於て、果して「利率が商業状態の的確なる晴雨計なりや」を論じ、外國市場に於いて最も低廉に販賣する國民は常に優先し、斯くて又、貨幣の利子が最低なる所に於いて商人は最も低廉に販賣するを得ると做すの主張に答へて、總べての交易が借入金を以つて遂行せられ、而して原料即ち最初の物質の價格、是れ等の物を取付するの難易、諸支拂の遲速、製造人の勤惰及び其の巧拙の相違が全然無關係であるならば斯くの如き推斷は正當であらうが、而も這般の諸利益は交易に使用せらるゝ貨幣に對して支拂はるゝ附加的利子を補つて猶ほ餘りあるとが屢々是れ等の物品に於いて看出さるゝを説いた。(Ibid., p. 136.)。交易の目的物は天産物と製造品とである。是れ等兩物品が商人の手に入る以前に於いて其の價值を考察し、而して之れを農民及び製造業者によつて是れ等のものを市場に齎すが爲めに借り入れられた貨幣と比較するならば、其の割合は尠少なる可きである。尠少なる金額を借り入れた巧妙な職人は直ちに彼れ等自身の勤勉に由つて其の製造品に於いて驚く可き價值を生産し、而して番だに生計を立つるのみならず、其の富を増加するを得るの事實を吾人は日々見るではないか。彼れ等の時間と技能の適當なる使用によつて創造せらるゝ價值と比較せらるゝ時は、彼れ等が借入金に對して支拂ふ利子は賤々たるものである。或る人の仕事の價值は市場に齎らさるゝ際の製造品と最初の物質との間の比例によつて見積らるゝを得可きである。吾人が製造人の食料及びあらゆる經費を見積り、而して是れ等のものも亦、借入金より供給せられたるものと想像するに至るに非ざれば、單に第一の物質と製造の道具のみが借入金目的物として考察せられ得るに過ぎない。彼れ曰く、「斯くの如きことを斷言するは、議論を尻尾窟に變

するものであらう」と。(Ibid., p. 117.)

然しながら、斯くの如くロックの所論は僅かにスチュアートに依つて繼承せられたのみであつて、企業家利潤の一部を以つて労働収益と混同す可らざる獨自なる所得の一種と做し、是れを以つて特殊の資本利潤と觀んとするの傾向は漸く顯著と爲りつゝあつたのである。

九

スチュアートの大著によつて「屁理窟」に過ぎざるものとして一笑に附せられたものは、九年の後に世に出でたアダム・スミスの『國富論』中に於いて眞面目に考察せられた。彼れに従へば、何等の分勞も存することなく、交換の行はるゝことも極めて稀れであり、而してあらゆる人があらゆる物を自己の爲めに準備する社會の未開状態に在つては、其の社會の業務を遂行するが爲めに、何等の貯へ(stock)も前以つて蓄積せられ若しくは貯藏せらる可き必要がない。然しながら、分勞が一度び十分に誘入せらるゝに至つた際には、彼れ自身の労働の所産が當だに完成せるのみならず、又賣却せらるゝの時迄、斯くの如き社會に於ける労働者の爲めに、彼れを支持し、又、彼れに其の仕事の原料及び道具を供給するに足る種々なる種類の財貨の貯へが何處にか貯藏せられなければならぬ。(Wealth of Nations, 1776, vol. I, pp. 327, 328.)

加之、現代社會に於ける富の不等なる分配の下に於いては、所要の食料及び原料の供給は勞作者によつて所有せらるゝことが極めて稀れであつて、雇傭労働者等は雇主との契約によつて其の賃銀を取得する。「土地を耕作する者にして、彼れが收穫を收むる迄、自己を支持する所要の資本を有するが如き場合を見ることは極めて稀れである。彼れの生計の資は概して其の主人、即ち農業者の資本から彼れに前拂ひせらるゝのである。農業者は彼れを傭し、而して彼れが彼れの労働の所産の配分を受くるに非ざれば、換言すれば、彼れの資本が利潤を伴つて彼れに償還せらるゝに非ざれば、彼れを傭する何等の利益をも有せざる可きものである。總べての技術及び製造業に於いて、勞作者の大部分は彼れ等の仕事の原料並びに其の完成せらるゝ迄彼れ等の賃銀及び生計の資を彼れ等に前拂ひする雇主を必要とする状態に在る。彼れは彼れ等の労働の所産、若しくは這般の労働が其の適用せらるゝ原料に附加する價値の配分を受ける。而して彼れの利潤は此の配分より成るのである。洵に單一の獨立勞作者が彼れの仕事の原料を購入し、且つ其の完成せらるゝ迄、自己を支持するに充分なる資本を有することも往々にして生ずる。彼れは主人にして勞作者を兼ね、而して彼れ自身の労働の全収益、若しくは這般の労働が其の適用せらるゝ原料に加ふる全價値を享有する。そは二個の別箇の人々に屬する二個の別箇の収入たるを常とするもの、即ち資本の利潤及び労働の賃銀を包含する。然しながら斯くの如き場合は甚だ多からずして、労働の賃銀は到る處に於いて、労働者と彼れを傭する資本の所有者とが別箇の人格たる際に其の普通に存する所のものと解せらるゝのである。(Ibid., pp. 80-81.)

斯くてアダム・スミスは近世的社會に於ける不平等なる富の分配が彼れの賃銀理論の主要前提たることを覺知せるも、而も顧みて、如何にして勞作者の大部分が其の仕事の原料及び生計の資に當つ可き資本を所有するところが稀れで

あるかを研究せんとするがなかつたのである。而して彼れの後に現れた總べての經濟學者も亦、社會主義者の攻撃に驅られて、其の注意を不平等なる財富分配の起源及び辯明に向くるに至る迄は此の點を研究するがなかつたのである。アダム・スミスは、資本利潤を以つて、労働の收益から資本家が自己の爲めに控除せるものであつて、斯くて労働者は彼れ等によつて創造せらるゝ全價值を收受することなく、資本家と之れを分つの已むなきに至らしめらるゝものと觀た。「資本が特殊の人々の手中に蓄積せらるゝや否や、彼れ等の或る者は自から之れを使用して勤勉なる人々を仕事に従事せしむ可きである」。斯くて労働者が原料に附加せる價值は此の場合に於いては二個の部分に分解せられ、其の一は彼れ等の賃銀を支拂ひ、他は彼れ等の雇主が前拂ひせる原料及び賃銀の全資本に對する其の利潤を支拂ふ。(Ibid., pp. 57-58)。而も彼れは又、同時に資本利潤の源泉を以つて労働の創造せる價值以上に産物に對して與へられた増加價值であると做した。即ち彼れに従へば、資本を其の手中に蓄積せる人々の或る者は其の使備する勤勉なる人々の製作の賣却に由り、若しくは彼れ等の労働が原料の價值に附加せるものによつて利潤を得るが爲めに原料及び生計の資を供給するであらう。其の完成せられたる製品を貨幣、労働、若しくは他の諸財貨の孰れかと交換するに際しては、原料の代價及び労働者の賃銀を支拂ふに充分なる可きもの以上に、彼れの資本を這般の冒險に賭する此の事業を企てたる者の利潤として或る物が與へられなければならぬ。(Ibid., p. 57)。初期末開の社會状態に在つては、あらゆる貨物を取得し、若しくは生産するに普通使用せらるゝ労働の定量は、それが普通購入し、支配し、又交換する労働の定量を左右することを得る唯一の事情である。(Ibid.)。而も資本が特殊

の人々の手中に蓄積せられたる際には、あらゆる財貨を取得し若しくは生産するが爲めに普通使用せらるゝ労働の定量は、決してそれが普通購入し、支配し、若しくは交換す可き定量を左右することを得る唯一の事情ではない。其の労働の賃銀を前拂ひし、而して原料を供給せる資本の利潤に對して附加的定量が當然支拂はれなければならぬことが明かである。(Ibid., p. 59)。恐らく、資本の利潤は單に特種の労働、即ち監査及び指揮の労働の賃銀に對する別名に過ぎずと思惟せらるゝかも知れぬ。然しながら、是れ等のものは全然相違し、全く異なる原則によつて左右せられ、而して這箇想像せられたる監査及び指揮の労働の多寡、難易、若しくは巧拙に對して何等の比例をも有するものでない。(Ibid., p. 58)。スミスは實に資本の利潤を以つて、諸貨物の價格中に於いて、労働の賃銀と全然相違せる價值の源泉であり、而して全く異なる原則によつて左右せらるゝものと觀たのである。(Ibid., p. 59)。アダム・スミスは其の資本利潤理論に於いて全然中立的地位に立つたものと稱せられ得可きである。彼れは一方に於いて、如何なる國の土地及び労働の年收益も、其の生産的労働者の數か、若しくは是れ迄使用せられて居つた労働者の生産力の孰れかを増加するに由るの外、他の如何なる手段によつても、其の價值に於いて増加せらるゝこと能はざるものであつて、又其の生産的労働者の數が資本、即ち彼れ等を支持するが爲めに用ひらる可く定められた基金の増加に因るの外、斷じて多く増加せらるゝこと能はざるは明かであると做すと共に(Ibid., p. 417)。他方に於いては、利潤を以つて労働收益からの控除であると觀た(Ibid., p. 80)。而して新植民地以外の國々に在つては、地代と利潤とは賃銀を食ひ盡し、而して人民の兩優等階級は劣等なるものを壓迫すると説いた。(Ibid., vol. II, p.

158.)

然しながら、資本の發達、勞資の對立並びに階級の分裂は、臆がて中立をして不可能ならしめ、爰に一方に於いては、直接及び間接の生産力説、制欲説並びに資本家勞働説、他方に於いては搾取説を産むに至るのである。

十

スミスは又、其の先輩ヒュームと等しく、貿易平衡の見地を離れ、人民の物質的福利に立脚して低賃銀の經濟、貧困の效用を主張する者に反對した。「種々なる種類の従僕、勞働者及び工匠はあらゆる大政治的社會の遙かに大なる部分を構成する」。如何なる社會と雖も、其の成員の遙かに大なる部分が貧困且つ不幸なるものは勿論繁榮且つ幸福たることを得ない。加之、其の人民の全體に食物を與へ、衣服を着せ、而して宿所を給する者が自ら可なりによく食物を與へられ、衣服を着せしめられ、而して宿所を給せらるゝ底の彼れ等自身の勞働の所産の配分を有す可きことは公正に外ならぬ。(ibid., vol. I, p. 96.)。洵に彼れに取つては、分配論は公正の觀念と幾分の交渉を有するものであつた。而して彼れに存する勞働者の「賃銀は少くとも彼れを支ふるに足るものでなければならぬ」(ibid., 83.)と云ふ主張は何等合法なる現象の説明ではなくして、一個の要求に過ぎざるものであつた。「社會經濟史學」第一卷第四號所載拙稿「賃銀學說史上の生存費説、賃銀基金説及び收益説」四一五頁参照。

スミスは前代に於ける粗笨なる「生存費賃銀説」を認むることなく、大不列顛に於いては、勞働の賃銀は、現時に於いては、勞働者をして一家族を養育するを得せしむるに精確に必要な所のものよりも明かに以上なるの觀があるとしてゐる。彼れは又、勞働の賃銀が、大不列顛に於いては、食料品の價格と共に動搖するものに非ざることを主張する。是れ等のものは到る所に於いて、年々、時には月々に變化する。而も多くの場所に於いて、勞働の貨幣價格は往々にして半世紀間を通じて依然として萬遍なく同一であつた。(ibid., p. 90.)。而して又他方に於いては、勞働の賃銀は食料品の價格よりも場所によつて異なること多きものである。(ibid., p. 51.)。勞働の價格に於ける變化は單に食料品の價格に於ける其れと場所若しくは時の孰れかに於いて對應せざるのみならず、是れ等のものは屢々全然相反する。(ibid., p. 92.)。

スミスは賃銀の「契約説」を探る。既述の如く、所要の食料及び原料の供給は勞作者によつて所有せらるゝとが極めて稀れであつて、被傭勞働者は雇主との契約を通じて彼れ等の賃銀を取得する。勞働の普通賃銀なるものは、あらゆる所に於いて、其の利害が決して同一に非ざる兩當事者間に締結せらるゝを常とする契約に依存する。(ibid., p. 81.)。スミスは臆がて這般の契約が締結せらるゝ状態並びに雇主による勞働に對する需要の範圍及び限界を考察する。彼れは精確に雇主が這般の契約に際して提供しなければならぬ所のものを矛盾なく遺漏なく叙述することがなかつた。彼れ等の或る者は勞働者に對して報酬を與ふ可き「收入」を有し、其の更らに多くの者は「資本」及び「基金」を有する。其の生産物の販賣によつて利得するが爲めに勞働者を使用する者によつて雇傭せらるゝ總べての勞働者等は其の雇主の資本よりする前拂に依頼する。然しながら這般の基金に關するスミスの意見は甚しく明瞭を缺いて居つた。(前掲拙稿三一五、二〇一—二頁参照)。

而してスミスによつて幾度か反復せられたる「土地の領有及び資本の蓄積の兩者に先立てる事物始源の状態に在つては労働の全収益は労働者に屬する」と云ふ辭句は一方に於いて後年の「生産力説」に暗示を與ふると共に、他方に於いては、トムサン、ホッヂスキ、グレイ及びブレイ等の如き英國社會主義者及び反資本主義的經濟論者によつて利用せらるゝ所と爲つたのであるが、『三田學會雜誌』第二十六卷第十號所載拙稿『賃銀學說史上の収益説』五二九—五三〇頁並びに五〇〇頁以下参照、而も彼れ自身は、這般の原始的狀態が労働生産力の最も顯著なる増進を見る久しい以前に於いて既に早く終滅に歸せることを認め、而して斯くの如き狀態が労働の報酬即ち賃銀に及ぼす影響の如何にある可かりしかを更らに深く追求するも何等の効果なかる可きであると思惟した。(Wealth of Nations, op. cit., p. 79)。スミスは世界の歴史を以つて労働能率増加の歴史であると觀た。最も顯著なる労働の生産力増加は土地の領有及び資本の蓄積以後に於いて行はれたものであつて、死せる過去に遡つて攻究するの必要はないのである。

地主と産業的並びに商業的資本家とは彼れの生存せる社會に於いて支配的地位に立つて居つた。而して彼れは彼れ等を自然的秩序の一部として承認した。彼れは在るが儘の状態を承認する其の冷靜なる蘇蘭人的態度を以つて、彼れの想像せる原始社會に於けるが如く、利潤及び利子は消滅して、勞作者が其の労働の全収益を享有す可き經濟社會の創造が果して可能なりや否やを研究せんとするが如きことは斷じてなかつた。樂園の門戸は永く人間の前に鎖されて、彼れが再び其の内に入るの可能性は全然存することがなかつたのである。

スミスは階級問題として労働賃銀を論じた者ではなかつた。彼れは文明的交易の機構を説明するの途上に在つたのである。而して彼れは這般の機構が正常に運轉しつゝあることを推定した。彼れは其の異常と思惟せる容態の打診を行はんとしつゝあるものではなかつた。實際に於いて、經濟組織の主要構造に對して何等の不平も表明せられなかつた。此の時代に於いて社會的排列に對して喚起せられたる攻撃は、其の暗黙の經濟的内容は如何なるものであつたにしろ、主として其の外形に於いては政治的であつた。社會的範疇としての労働及び資本の對照は當時に於いては實際上未知のものであつた。(Albion W. Small, Adam Smith and Modern Sociology. A Study in the Methodology of the Social Sciences, 1907, pp. 99-100.)

スミスの胸中に於いては、利潤に對する資本の權利は、賃銀に對する労働の權利の如く、明瞭にして、且つ直接なるの觀があつた。彼れは未だ曾つて、資本に對する利潤の支拂が、労働に對する賃銀の支拂の如く、嚴密且つ根本的に事物の自然的秩序と一致することに關して疑問を懷いたことがなかつた。彼れが「資本の利潤に就いて」論じた『國富論』第一編第九章は斷じて當時英國に行はれつゝある經濟制度の社會的基礎を研究せるものではない。それは單に這般の制度の行はるゝ道を説明せるに過ぎない。即ち同章は其の初めに於いて述べて曰く、「資本の利潤に於ける騰貴及び下落は労働の賃銀に於ける騰貴及び下落と同一の諸原因、即ち其の社會の富の増加若しくは減少的狀態に依存する。而も是れ等の諸原因は其の一方及び他方に對して甚だしく相違せる影響を及ぼす。賃銀を引き上ぐる資本の増加は利潤を引き下ぐるの傾向がある。多數の富裕なる商人等の資本が同一職業に投入せらるゝ時は、彼

れ等相互の競争は自から其の利潤を低下するの傾向がある、而して同一社會に於いて營まるゝ總べての相異なる職業に於いて資本の同様な増加が存する時は、同様の競争は總べて是れ等のものに於いて同様の結果を生じなければならぬ」云々。(Wealth of Nations, op. cit., p. 108; Small, op. cit., pp. 134-135.)。斯くて利潤と賃銀とは反對の方向に變化するものであつて、賃銀の低下する際に利潤は上騰し、賃銀の上騰する際に利潤は低下する。單に新たなる國々に於いて、若しくは新たなる職業又は地域が開かれたる場合に於いてのみ、高賃銀と高利潤との結合が可能であつたに過ぎない。爰に注意しなければならぬことは、スマスは固より勞作者一人宛ての高に就いての賃銀と歩合に就いての利潤とに就いて云々しつゝあるものであつて、後年のリカードと異なり、全収益に對する各々の相對的配分に注意を向くることが殆んどなかつた一事である。

十一

利潤の場合に於けるが如く、地代に關しても亦、地主は何が故に之れに對して權利を有するやの問題を検討せんとするの意圖は決してスマスの念頭に生ずることがなかつた。而して彼れの主として關與せる問題は、恰も一人宛の賃銀、歩合に就いての利潤と等しく一脈に就いての地代であつて、彼れは勞働、資本及び土地が全國民的產物より受くる相對的配分の問題を眞劍なる態度を以つて解決せんとせるものではなかつた。

スマスは既述の如く、地代を以つて、利潤と等しく、勞働の全収益よりの控除額であつて、是れに對應する何等の貢獻も行はるゝことなかりしものと做した。而も彼れは又他の箇所に於いて地代を以つて地主が其の収益權を農

業者に貸與する自然の諸力の収益と考へられ得るものと做してゐる。それは是れ等諸力の想定せられたる限度、若しくは他の言葉を以つてすれば、其の土地の想定せられたる自然的若しくは改良せられたる沃度に從つて大若しくは小である。それは人間の仕事と看做され得るあらゆる物を控除若しくは補償せる後に殘存する自然の仕事である。それは全収益の四分の一に満たざることとは殆んどなく、三分の一以上に出づることが屢々である。製造業に使用せらるゝ等量の生産的勞働は決して斯くの如く大なる再生産を來し得ることがない。是れ等のものに在つては、自然は何事をも爲さない、人間が總べてを爲す、而して再生産は常に之れを生ぜしむる諸動因の力に比例しなければならぬ」。(Ibid., p. 442.)。斯くの如きスマスの見解は前述せる彼れの定言と幾分矛盾せるが如くである。洵に「農業に於いては又自然が人間と共に勞働する、而して彼の女(自然)の勞働は何等の經費をも費さしむることがないが、而も其の產物は最も經費大なる職人の其れと等しく其の價值を有する」と做すの思想は、スマスがケネー及び其の學徒より傳承せる所であつて、又地主の利害が國家の其れと密接なる關係を有し、前者の榮枯盛衰が必然後者の其れを伴ふことを主張せる彼れの所論は、後年、地主の利害が社會の他の成員の其れと本質的に一致することを力説して、前者の利害が後者の其れと對立すると做すリカードの結論を非難せるマルサスに系統を傳ふるものである。『三田學會雜誌』第二十九卷第五號所載拙稿「リカード直後に於ける其の分配理論に對する英國經濟學者の修正意見」(九三—九四頁参照)。而もスマス自身は斯くの如き論争の意義を把握してはゐなかつた。彼れは一方に於いては、改良及び耕作の擴張は之れ(地代)を直接に引き上ぐるの傾向がある。地主の享くる產物の配分は產物の増加と共に必

然増加する」と説くと共に、(Wealth of Nations, op. cit., p. 312.) 他方に於ては、「耕作の進歩に連れ、地代は廣表に比例して増加するが、而も土地の産物に比例して減少する」と説くものであつた。(Ibid., p. 406; Adam Smith, 1776-1926, 1928, p. 114.)

スミスは、重商主義的原理に基き強制的穀物貿易を以つて國民に取つて有利なりと主張するの論に反對する。彼れに従へば、奨励金の設定以後に於ける穀物の價格下落は他の諸原因に基くものである。(Ibid., vol. II, p. 92.) 奨励金は、豊年には自然的低下を妨げ、凶年には豊饒なる年の餘剰を剝奪するに由つて、豊凶孰れの年に於いても共に穀物の貨幣價格を騰貴せしめる。(Ibid., p. 93.) 奨励金は農業者及び郷紳を利する所多からずして、製造業を沮喪せしむるものである。(Ibid., p. 99.) 是れに由つて利益する全國唯一のものは穀物の輸出入業者である。(Ibid.) 穀物輸出奨励金に歸せられたる大不列顛の繁榮は各人が安全に自己の労働の果實を享有するの事實に基くものである。(Ibid., p. 127.) 而も彼れが終に、「労働の全收益が労働者に屬する」原始的狀態への復歸を仰望せるものでなかつたことは既述の如くである。

十二

縦令ひ、リスト(Charles Rist)の主張するが如く、此の偉大なる蘇國經濟學者が現在に於ける富の分配を以つて能ふ限り最公正なるものとは如何なる箇所に於いても主張することなく、又彼れが其の樂觀主義を生産に於けると等しく分配にも擴張せんことを意圖することがなかつたとしても、(Ch. Gide et Ch. Rist, Histoire des Doctrines

Economiques depuis les Physiocrates jusqu'à nos jours, 1909, p. 106-107.) 而も彼れが富の不平等なる分割の起源に其の注意を向くるよりも、寧ろ不平等なる分配の歴史的事實を主要なる前提として其の論を進めんとしたものであることは何人も争ふ可らざる所である。

『國富論』の出版以後に於いて、工場工業の發達と之れに相應する家内工業の衰頹とは顯著なるものがあつた。機械は到る處に於いて企業を大規模に擴張せしめ、愈々益々資本主義的性質を生産に與ふるに資した。工場制度の發展は大工業都市を勃興せしめ、食料に對する需要は絶えず増加した。其の閑暇を利用して織物商若しくは其の代理人の爲めに紡織の副業に従事して居つた自作農と其の家族とによつて主として自己の爲めに食物及び衣服を供給するの目的を以つて耕作せられた小農圃は、急速に、資本家的借地人と被傭労働者とによつて利潤を目的として耕作せらるゝ大地産に代つた。工場工業及び大規模生産の發達によつて生じた家内工業衰頹の結果は一般農民の重要なる副業の多くを奪つた。下層階級の大多數は永遠に賃銀労働者の地位に降つた。大規模の工業は業務の浮沈轉變を増加し、労働者をして失業の境涯に陥らしむるの危険を増大した。手工業制度の下に於いては年季明け職人の境涯は獨立手工業者たるの地位を獲得するが爲めには何人と雖も當然經過しなければならぬ階段であつて、決して是れを一個終生の職業と見る可きものではなかつた。企業者と賃銀労働者、親方と職人とは別箇の社會階級に屬するよりも、寧ろ單に別箇の時期に屬するに過ぎざるものであつた。其の一が會つて在つた所のものは、他の者が在り得可き所のものであり、又在る可き所のものであつた。彼れ等の利害が暫く分岐したとしても、而も全體に於いて一個の身

分であると云ふ感情が支配して居つた。然るに今や資本家的大經營に於いては全然之れと異なるものがある。資本を投入せる企業家は殆んど全く労働者たることがなかつた、而して腕と手とを捧げたる労働者は殆んど全く企業家たることなかる可きである。彼れ等は親方と職人と同じやうに、一の工場に於いて作業する、然しながら、彼れ等は晉だに相異なる地位のものであるばかりでなく、又、相異なる種類のものである。彼れ等は其の利害が、彼れ等の人格の如く、相互に疏通することの極めて少ない二個の相異なる階級に屬する。(Eugen von Böhm-Bawerk, Kapital und Kapitalzins, Erste Abteilung, Geschichte und Kritik der Kapitalzins-Theorien, 4. Aufl., 1921, S. 66.)。自作農は工場制工業並びに資本主義的農業と競争すること能はずして、漸次彼れ等の小保有地を賣却して、都市に移住し、工場に職を求むるか、若しくは農業上の労働者と爲つた。是れ等孰れの場合に於いても、彼れ等の運命は改善せらるゝことがなかつた。斯くの如くして生じたる社會問題の解決はスミスの『國富論』中に於いて看出さるゝことがなかつた。彼れの貢獻は、其の著の表題の示すが如く、主として生産の理論及び實際に對するものであつた。新時代の問題は主として分配の界域に屬する。スミスは、前述の如く、財貨の價格の諸構成部分に就いて述ぶるに際して之れを幾分枝葉の問題として取扱つたに過ぎなかつた。此の點に關する彼れの觀察は極めて興味あるものであり、又頗る暗示に富むものではあるが、而も次代の經濟學者の其れによつて排除せられなければならなかつた。

學生の日常生活に於ける「動き」の調査

(學生生活調査によつて得たる一結果)

奥井復太郎

本年六月本塾、經、法、文の各學部及び高等部の學生に就いて行つた學生々活調査は同月下旬を以つて一應終了した。其の調査成績は極めて不良であつた、約三千枚の調査表配布に對して一千枚しかの申告を得なかつた事は、此の種の調査としては頗る不成績であつた。此の理由については色々論すべき點があるが、之れは目下の主題でないので、學生々活調査全體に就いての結果を發表する場合に就いて問題にしたいと思つてゐる。

本調査に於いて余の研究部門に於いて特に調査したいと思つてゐた諸點に就いてまづ集計を求めた、其れが以下報告せんとする所のものである。題して、「學生日常生活に於ける動き」としたが、主として、居所、通學に於ける關係、遊樂に於ける其の行動等が中心となつてゐる。以下に誌す所が是等の諸事項である。

本籍地、現住所、現住所に於ける居住年限、本塾入學以來の移轉度數、住所、通學時間、通學費、通學徑路、食

學生の日常生活に於ける「動き」の調査